

# 介護職員等処遇改善加算の算定に係る情報公表について(見える化要件)

当事業所は質の高いサービスを提供するため、下記の加算を算定しています。

## ◇通所介護事業所（デイサービスセンター）

※ミニデイサービス含む

### 介護職員等処遇改善加算Ⅳ（6.4%）

#### 職場環境等要件

下記の取り組みを実施しております。

入職促進に向けた取組	・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・キャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等に応じた勤務シフトの導入、非正規職員から正規職員への転換制度の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・事故やトラブルへの対応マニュアル等作成による体制の整備 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備 (※事業所敷地内全面禁煙)
生産性向上のための業務改善の取組	・タブレット端末の導入などICT活用による業務量の縮減 ・5S活動等の実践による職場環境の整備 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の確保



令和6年6月1日  
長崎市医師会保健福祉センター